平成２９年（フ）第２６４号
神戸市灘区王子町１丁目１番７号　ルネッサンス王子公園603号、従前の住所大阪市淀川区三国本町３丁目８番５－409号
債務者　西山　和人
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６９号
神戸市長田区庄山町４丁目１番18号
債務者　菅野　義雄
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８６号
神戸市兵庫区大開通５丁目１番13号　ヴェルドール兵庫Ⅲ501号室
債務者　西浦　孝秀
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９５号
神戸市長田区丸山町１丁目２番１号
債務者　広瀬加代子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６５号
広島県安芸郡熊野町萩原２丁目４番１－108号
債務者　神村　里枝（旧姓岩村・岩永）
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６７号
広島市南区大州２丁目８番３－406号
債務者　福湯慎一郎
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５号
福岡県八女郡広川町大字長延306番地１
債務者　丸山　　彰
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２９年（フ）第６２号
長崎県長崎市江平１丁目14番12号
債務者　下釜　　雅
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８４号
沖縄県那覇市与儀２丁目21番20号　芳乃荘301号
債務者　名嘉眞直子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１０号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町３丁目７番21号　サンハイツサトー２階右
債務者　岩澤美永子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
北海道小樽市桜１丁目27番41号　大高酵素社宅、前住所北海道小樽市緑１丁目５番18号
債務者　大坂　委大
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第２６号
福島県福島市飯坂町湯野字大水口14番地の１鈴木マンション５号室、申立時の住所宮城県加美郡加美町字赤塚65番地　サンハイツ赤塚102号
債務者　稲村　渉一
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第４８号
福井市若杉２丁目711番地
債務者　松山　清則
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６３号
福井市問屋町４丁目406番地２　タウニーもみの木102
債務者　秋元　正**隆**
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６４号
福井市羽水１丁目318番地　エタニティ21　103
債務者　米澤　直子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６８号
福井市手寄２丁目８番28号
債務者　横山　丞弥
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１号
長野県飯田市松尾水城3677番地２
債務者　木下　優子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　長野地方裁判所飯田支部